

長崎県産酒販路構築事業 業務委託 仕様書

1 業務名

長崎県産酒販路構築事業

2 業務の目的

長崎県産酒の輸出拡大を図るため、重点市場(香港、台湾、韓国)において現地ニーズに即した販促活動及び販路開拓を行い、具体的な取引の創出を目指す。

なお、本事業においては、単発の販促にとどまらず、酒類の販路及び販売機能を有する現地パートナーを確保し、受託者の営業力及びネットワークを活用することで、継続的な輸出取引が行われる商流の構築と県産酒の定着を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月26日(金)まで

4 予算額

4,000,000 円以内(消費税及び地方消費税含む)

5 対象地域

香港・台湾・韓国のいずれか1地域を選択して提案すること

6 業務の内容

上記2の業務の目的を達成するために、長崎県物産ブランド推進課(以下「県」という)及び関係機関等と連携し、以下の業務を想定するが、より効果的かつ効率的な内容があれば積極的に提案すること。

また、実施にあたっては、受託者の持つネットワーク等を最大限に活用の上、事業終了後の継続取引につなげることを前提として実施すること。

(1) 商品選定および現地バイヤーの招へい

- ・ 県内事業者(5社以上)に対し対面ヒアリングを実施し、対象市場のニーズ及び販路先(飲食店・小売店等)に適した商品を、合計5商品以上選定すること。
- ・ ヒアリングにあたっては、受託者が有するネットワークを活用し、具体的な商談・取引を前提として販路先(飲食店、小売、インポーター等)の意思決定権を持つバイヤー及びエンドユーザー等を2名以上招へいすること。
- ・ 上記を踏まえ、事前に各事業者商品とのマッチング計画(想定販路・価格帯・販売方法)を策定すること。

(2) 現地における販促活動の実施

- ・ 選定した商品について、継続的な取引に向けた現地における販促活動を 1 回以上実施すること。
- ・ 輸出に必要な調整(ラベル、規格、価格等)、事業者へのフォローアップを行うこと。
- ・ 必要に応じて、商品説明資料、販促資材(英語・繁体字・韓国語等)を作成すること。

(販促活動の例)

- ・ 試飲・テイスティングの実施、サンプリング配布
- ・ 飲食店向けペアリング、カクテル等のメニュー考案、フェア実施
- ・ 店舗スタッフへの商品説明及び販売支援 など

(3) 販売実績の把握及び分析結果の報告

- ・ 以下①～③を実施し、結果を分析すること。
 - ① 販売数量及び売上げの把握
 - ② バイヤー、飲食店等からの評価収集
 - ③ 消費者の反応把握
- ・ 上記を分析し、以下④～⑦を整理し、業務成果報告書に盛り込むこと。
 - ④ 継続取引が見込まれる商品・販路
 - ⑤ 改善すべき課題(価格・味・供給量等)
 - ⑥ 具体的な次年度以降の営業方針(販路拡大計画)
 - ⑦ 県内事業者に対してフィードバックを行い、輸出継続に向けた改善提案を実施

7 成果目標及び活動目標

本事業の成果を図る指標について、具体的な目標を提案書に明記すること。なお、項目には、必ず「継続取引件数」を含めること。また、その目標を達成するために実施する各活動の活動目標(フェア実施回数、商談件数等)についても記載すること。

8 業務実施体制

業務実施にあたっては、次の実施体制のもと業務を運営することとし、受託者は企画提案書において業務実施体制を明確に示すこと。

(1) 受託者は、本事業を円滑に遂行するために、県の事業担当者と一元的に連絡調整を行い、また、全体の責任を負う業務責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を担うこと。

(2) 受付・対応業務

長崎県の休日を定める条例(平成元年7月18日長崎県条例第43号)に定める休日を除く、毎日午前9時から午後5時45分の間、本業務にかかる協議・相談等依頼に対応できること。

(3) ミーティングの実施

① 受託者は、県の事業担当者とは適宜ミーティング(オンライン含む。)を行い、事業の進捗状況の報告や情報共有等を行うこと。

② ミーティング後は、簡潔な議事録を作成し速やかに提出すること。

9 成果品

本業務完了後は、成果品として業務の実施結果を示した報告書、印刷物及び電子データ等からなる業務成果報告書を速やかに1部提出すること。

10 その他特記事項

- (1) 受託者は、長崎県の指示に従って本業務を実施するものとする。
- (2) 受託者は、業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、書面により長崎県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情が発生した場合や、事業目的を達成するためにより効果的・効率的な手法がある場合等は、本仕様書等の変更について県と協議することができる。
- (4) 受託者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。
- (5) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は長崎県と協議のうえ決定する。